第三十八条の見出し及び同条中「添附」を「添付」に改める。

第三十九条第一項中「次のとおり」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同項第一号中「（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）」を削り、同条第二項中「領収証書」の下に「（当該領収証書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、「第五号の二書式の給与証明書又は第五号の三書式の児童手当支払証明書」を「給与証明書（第五号の二書式）又は児童手当支払証明書（第五号の三書式）」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「次のとおり」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前金払又は概算払をしたものがあるときは、前金払又は概算払の別にその金額を証拠書類及び添付書類の仕切紙に内数として記載し、又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録に内数として併せて記録しなければならない。

第四十条の見出しを「（競争契約に関する書類の添付）」に改め、同条第一項中「公告に関する書類、予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類、すべての入札書又は入札者氏名及び入札金額を明らかにした関係職員の証明書並びに契約書の附属書類」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　公告に関する書類

二　予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類

三　全ての入札書又は入札者氏名及び入札金額を明らかにした関係職員の証明書

四　契約書の附属書類

第四十条第二項中「よつた」を「よった」に改める。

第四十一条の見出しを「（随意契約に関する書類の添付）」に改め、同条中「予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類、見積書並びに契約書の附属書類を証拠書類に添付し、なお、予算決算及び会計令第九十九条の二又は第九十九条の三の規定により随意契約をした場合は、前回までの競争に関する概要を明らかにした調書」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

一　予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類

二　見積書

三　契約書の附属書類

四　予算決算及び会計令第九十九条の二又は第九十九条の三の規定により随意契約をした場合は、前回までの競争に関する概要を明らかにした調書

第四十二条の見出しを「（国の材料等を使用するものに関する書類の添付）」に改め、同条第一項中「附記」を「付記」に、「添附」を「添付」に改め、同条第二項中「場合に」を「場合について」に改める。

第四十三条の見出しを「（直営工事に関する書類の添付等）」に改め、同条第一項中「についての最初の支払の証明の際に」を「の最初の支払について計算証明をするとき」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に、「の証明の際に提出」を「について計算証明をするときの証拠書類に添付」に改め、同条第三項中「六十日をこえない」を「二月を超えない」に改める。

第四十四条を次のように改める。

（証拠書類に付記する事項）

第四十四条　次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を関係する証拠書類（第五号にあっては、第二回以後の支払の領収証書）に付記しなければならない。

一　予算決算及び会計令第百条の二第一項第四号の規定により契約書の作成を省略したとき　その旨

二　財産の購入又は借入れその他の契約について、指名競争に付したとき、又は随意契約によったとき（予算決算及び会計令第九十四条第一項第一号から第三号まで若しくは第六号又は第九十九条第二号から第四号まで若しくは第七号の規定に基づく場合を除く。）　適用した法令の条項

三　予算決算及び会計令第八十八条又は第八十九条の規定により次順位者を落札者としたとき　その旨

四　予算決算及び会計令第百一条の五の規定により数量以外のものの検査を省略したとき　その旨

五　一件の契約等について、二回以上の支払をしたとき　前回までの支払の年月日及び金額

六　継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為をしたものについて、支払をしたものがあるとき　継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為の年月日及び金額

七　財産の購入又は運送についての支払（前金払及び概算払の場合を除く。）をしたとき　国有財産台帳若しくは物品管理簿に記載し、若しくは記録した年月日又は運送済みの年月日

第四十五条第一項中「あつた」を「あった」に、「計算書」を「前渡資金出納計算書」に改め、同条第二項中「、概算払」を「及び概算払」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の明細書に記載すべき事項を電磁的記録に記録するときは、前金払及び概算払に区分し、科目ごとに細分して編集しなければならない。

第四十六条の見出し中「添附」を「添付等」に改め、同条第一項中「振出日附」を「振出日付」に、「添附」を「添付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の調書（当該調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に記載し、又は記録した事項についてその処理が完結したときは、その都度その内容を記載した報告書を提出しなければならない。

第四十七条の見出し中「添附」を「添付等」に改め、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の調書（当該調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に記載し、又は記録した事項についてその処理が完結したときは、その都度その内容を記載した報告書を提出しなければならない。

第四十七条の二中「記載」の下に「し、又は記録」を加え、「発見したとき及び」を「発見し、」に、「報告」を「記載した報告書を提出」に改める。

「第六章　歳入歳出外現金出納官吏の計算証明」を削る。

第四十八条の前に次の節名を付する。

第十節　歳入歳出外現金出納官吏の計算証明

第四十八条第一項中「次条第一項但書」を「次条第一項ただし書」に改め、「次条第二項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　計算書は、歳入歳出外現金出納計算書（第六号書式）とする。

第四十九条第一項中「取り扱つた」を「取り扱った」に、「但し」を「ただし」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第二項中「取り扱つた」を「取り扱った」に、「第九条」を「第八条及び第九条」に改め、「、表紙には」を削り、「附記」を「証拠書類の表紙に記載」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定は、証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録について準用する。この場合において、前項中「ごとに別冊とし、第八条」とあるのは「の別に、第八条の二」と、「の表紙に記載」とあるのは「に記載すべき事項を記録した電磁的記録に併せて記録」と読み替えるものとする。

第五十条の見出しを「（検査書等の添付）」に改め、同条中「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の書類のほか、歳入歳出外現金出納計算書に添付しなければならない書類は、会計検査院が別に指定する。

第五十二条の見出し中「添附」を「添付等」に改め、同条第一項中「振出日附」を「振出日付」に、「添附」を「添付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の調書（当該調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に記載し、又は記録した事項についてその処理が完結したときは、その都度その内容を記載した報告書を提出しなければならない。